五

分野　流通サービス
小分野　アルコール飲料に関連する卸売サービス、小売サービス及び問屋サービス
産業分類　ＪＳＩＣ　五二二二　酒類卸売業
ＪＳＩＣ　五八五一　酒小売業
留保の種類　市場アクセス（第百六条）
政府の段階　中央政府
措置　酒税法（昭和二十八年法律第六号）第九条から第十一条まで
概要　この小分野のサービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。

六

分野　流通サービス
小分野　公共卸売市場において提供される卸売サービス
産業分類　ＪＳＩＣ　五二一一　農畜産物・水産物卸売業
留保の種類　市場アクセス（第百六条）
政府の段階　中央政府
措置　卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十五条、第十七条及び第三十三条
概要　公共卸売市場における卸売サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。

七

分野　教育、学習支援業
小分野　高等教育サービス
産業分類　ＪＳＩＣ　八一六　高等教育機関
留保の種類　市場アクセス（第百六条）
現地における拠点（第百七条）
政府の段階　中央政府
措置　教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条
私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条
概要　日本国において学校教育として提供される高等教育サービスは、学校教育機関が提供しなければならない。学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。
「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園をいう。
「学校法人」とは、日本国の法律に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であって、営利目的でないものをいう。

八

分野　金融サービス
小分野　保険及び保険関連のサービス
産業分類　ＪＳＩＣ　六七二　損害保険業
ＪＳＩＣ　六七四二　損害保険代理業
留保の種類　市場アクセス（第百六条）
現地における拠点（第百七条）
政府の段階　中央政府
措置　保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十五条、第百八十六条、第二百七十五条から第二百七十七条まで、第二百八十六条及び第二百八十七条
保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第十九条及び第三十九条の二
保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第百十六条及び第二百十二条の六
概要　次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。
(a)　日本国内で運送される貨物
(b)　国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶

九

分野　製造業
小分野　船舶製造・修理業、舶用機関製造業
産業分類　ＪＳＩＣ　三一三一　船舶製造・修理業

留保の種類	市場アクセス（第百六条）
政府の段階	中央政府
措置	造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第二条から第三条の二まで
概要	一定の規模を超える船舶の製造又は修理に利用することができるドックの設置又は拡張を行おうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。許可の発給は、経済上の需要を考慮しなければならない。

十

分野　船舶の国籍に関する事項
小分野
産業分類
留保の種類　市場アクセス（第百六条）
政府の段階　中央政府
措置　船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条
概要　日本国を旗国とする船舶を運航する登録会社の設立を通じて国際海上運送サービス（旅客及び貨物運送サービスを含む。）を提供する場合については、「国籍要件」を適用する。
「国籍要件」とは、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものにより、船舶が所有されなければならないことをいう。

十一

分野　計量サービス
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　七四四一　商品検査業
ＪＳＩＣ　七四五　計量証明業
留保の種類　市場アクセス（第百六条）
現地における拠点（第百七条）
政府の段階　中央政府
措置　計量法（平成四年法律第五十一号）第三章、第五章、第六章及び第八章
計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）
概要　指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）
1　特定計量器の定期検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、定期検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事（その場所が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）の指定を受けなければならない。
2　特定計量器の検定のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。
3　計量証明事業（特定計量証明事業を含む。）を行おうとする者は、日本国内に事業所を設置し、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
4　計量証明に使用する特定計量器の検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事の指定を受けなければならない。
5　特定計量証明事業者に対する認定を行おうとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。
6　計量器の校正等のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。

十二

分野　医療及び福祉
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　八五九九　他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業
留保の種類　市場アクセス（第百六条）
現地における拠点（第百七条）
政府の段階　中央政府
措置　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四章
労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）
概要　日本国の法令に基づいて厚生労働大臣の認可を得た事業主の団体又はその連合団体のみが、事業主の委託を受けて労働保険業務を行うことができる。日本国の法令によりそのような労働保険業務を行おうとする団体は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。